

入札監理小委員会
第478回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第478回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年10月6日(金)14：40～17：05

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務について

- 消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務について(消費者庁LANに係る現契約の状況及び今後の契約)(消費者庁)

2. 実施要項(案)の審議

- 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整(国土交通省)
- 共用LANシステム等に係る運用管理支援業務((独)医薬品医療機器総合機構)
- 東京国際空港場周警備設備等保守業務(国土交通省)
- 空港有害鳥類防除業務(松山、高知、北九州、大分、長崎空港)(国土交通省)

3. その他

<出席者>

(委員)

石堂主査、井熊副主査、若林専門委員、小尾専門委員

(消費者庁)

総務課 金久保サイバーセキュリティ・情報化企画官、柏原課長補佐

(国土交通省)

海上保安庁 海洋情報部

矢島課長補佐、中川主任技術・国際官、池田専門官、梅原技術・国際官付

((独)医薬品医療機器総合機構)

情報化統括推進室 檜山室長、田村情報システム調整役

財務管理部 契約課 阿部課長

(国土交通省)

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課

梅野課長、友成空港保安防災企画官、小谷専門官、松崎係長

(国土交通省)

航空局 交通管制部 運用課 遠藤課長、荒上運用調整官、田村係長

(事務局)

栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○石堂主査 それでは、ただいまから第478回の入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、消費者庁の「ネットワークシステムの運用支援業務について」、それから、2番目に、国土交通省の「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整」の実施要項（案）について、3番目に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「共用LANシステム等に係る運用管理支援業務」の実施要項（案）について、4番目に、国土交通省の「東京国際空港場周警備設備等保守業務」の実施要項（案）について、5番目に、国土交通省の「空港有害鳥類防除業務（松山、高知、北九州、大分、長崎空港）」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、消費者庁の「ネットワークシステムの運用支援業務について」の審議を始めたいと思います。

「ネットワークシステムの運用支援業務について」、消費者庁総務課、金久保サイバーセキュリティ・情報化企画官よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○金久保サイバーセキュリティ・情報化企画官 消費者庁の担当企画官の金久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務についてでございます。

まず、今年2月に第445回小委員会におきまして、現行の運用支援業務につきまして、評価をご審議いただきました。この評価期間としましては、平成26年3月から平成28年11月の期間ということでご審議をいただいております。

なお、結果につきましては、ご案内のとおりでございますが、質などについては目標を達成しており、経費についても削減しているという評価をいただきました。ただ、競争性においては課題があるということで、次期事業についても、市場化テストを継続して実施するという方針がなされたところでございます。

まず、次期調達の前に、現在、スケジュールの変更がございますので、その点についてご説明させていただきます。

資料につきましては、お手元の資料に文章がございます。それと、もう一つ、このチャートがございますので、あわせまして、これを用いながらご説明させていただきたいと思います。

タイトルにございますように、運用支援業務についての現契約の状況と今後の契約ということで、本件についてのご説明をさせていただきます。

まず、スケジュールでございますが、現在の契約におきましては、機器の賃貸借や保守などの契約が1つございます。もう一つとしまして、ネットワークシステムの運用支援業務がございます。この2つがございますけれども、市場化テスト対象というのは、後者の運用支援業務となっております。

並行した契約の期間をとっておりますので、このスケジュールをごらんいただきますと、まずは、平成29年12月31日で終了ということで、一度、期間として設定されているものでございます。なお、事情によりまして、1年間の延長をさせていただくということで、進めさせていただいております。

背景としましては、2番でございますように、徳島県の移転の関係がございます。徳島県の移転につきまして、少し触れさせていただきます。平成28年3月22日に政府関係機関の移転の基本方針というものが決定されております。消費者庁は徳島県からの提案を受けまして、徳島県に地方の移転を含めまして、検討していたところでございます。

なお、平成28年7月でございますが、1カ月、試行的に実施いたしまして、その結果、9月1日にまち・ひと・しごと創生本部におきまして、今後の取り組みについて決定されたところでございます。

そのような背景がございまして、昨年の9月1日の段階で決定しましたものですから、8月末までの予算要求には全て盛り込むことができなかったということで、少しタイミングのずれがありました関係で、LANシステムの公開の移行時期を丸々1年ずらして、平成30年度にするということで進めているところでございます。

なお、3番でございます。平成30年1月1日にLANを稼働させる必要があり、平成28年度のタイミングで平成29年度予算を要求する予定だったわけでございますが、徳島移転の結果によりまして、平成29年度の要求には間に合わず、平成31年度の1月から更新できるように進めているところでございます。

今後の契約につきましては、1年間の移行ということで、このチャートの黄色いところがございます。このチャートの黄色の1年間の契約を行うに当たり、2つに分かれております。今年度の平成30年1月から3月が今年度予算です。平成30年4月から12月までが次年度予算ということで、この次年度予算の要求も現在行っているところでございます。

この2つに分けましたのは、4番の「今後の契約に対する考え方」ということで、述べさせていただいております。平成30年1月から3月までの期間におきましては、まず、

3カ月の短期間の契約を予定しております。この3カ月の短期間におきましては、新規の業者が引き継ぎ等の初期投資を回収する期間等が配慮できないということで、ごく短期間という点から、新たな事業者が参入する可能性は極めて低いということでございます。特に、もう一つとして、消費者庁では1月の冒頭、午前中に完了させなくてはならない人事異動の端末の設置がかなり多くございまして、その作業が必ず生じるという点から、業者が変わってしまうとスムーズな移行ができない。

また、4月から12月までの期間におきましては、国庫債務負担行為の予算要求を行うことができませんでしたので、個別に平成30年度予算ということで、平成30年4月から12月までの期間において、別途要求をしているところでございます。

4月におきましても、人事異動等がかなり多いものですから、その引き継ぎ等を勘案しますと、その間につきましても現行の業者が引き続き行うことが妥当ではないかと考えております。したがって、両期間におきましては、新たな業者が参入することは極めて低いということが考えられます。

今回、本庁舎だけではなくて、消費者庁のLANを追加敷設した徳島の「消費者行政新未来創造オフィス」、これは7月24日に開設したわけでございます。その業務運営にも影響を及ぼす可能性が高いという点から、2ページの下にございますように、現契約においては、運用と経費の削減、品質の維持については、既に効果が得られております。平成30年1月から3月と4月から12月まで、それぞれ別途の契約で現契約の請負業者と随意契約にて調達することを希望したいと思います。

なお、現契約では、並行稼働期間を含む本番稼働開始前の準備やLANシステム移行に伴う運用業務経費につきましては、この延長の部分は除いております。

このタイムスケジュールと、全体の概要の図のとおりでございますので、今回は、このバツテンがついているところは省略させていただいているところでございます。

予算の仕組み上、2カ年に分けざるを得なかったということで、3カ月、9カ月の契約が必要であるということと、業者のスムーズな対応という点から、随意契約を行いたいという希望でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本事業に係る現契約の状況及び今後の契約について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

私から。3カ月と、その後、もう一つの契約ということなんですけれども、1月から3月のものについて、短期間だということで、時期が短いからダメだというわけではなくて、それが新規の事業者への引き継ぎ等の初期投資を回収する期間が確保できないということで、恐らく魅力的に感じないだろうということをおっしゃっているんだと思うんです。

1つには、引き継ぎ等の初期投資とは、具体的にどんな規模のどんなことなのかなというのが1つであります。

それから、1月4日が実は大変なんだということが書いてあるんです。これは、この次の予定も、たしか12月末で契約が切れるような計画でおられますよね。そうすると、1月の頭が大変だということになれば、その次のときも、また業者が変わったりしたら大変なのかという疑問が湧くんですよ。そこを少しご説明いただきたい。

3番目に、この期間が短いからということと、1月が実は大変なんだということを2つ挙げられているんですけども、どちらが決定的なのかということです。ここで業者が変わると、どちらの要因が絶対的にダメだとおっしゃるのか。両方足し算というのではなくて、これがあるからどうしても避けたいというのは、どちらなんですかね。

都合3つほどお聞きしたいと思うんですけども。

○金久保サイバーセキュリティ・情報化企画官 まず、1点目でございますが、単独で3カ月の契約とした場合、その前後は抜きにして、3カ月とした場合は、業者としてはかなり短期間であるという点から、その短期間のために事前の投資をする。つまり、業務の内容を覚えなくてはいけない、また、人員の配置などもしなくてはいけないということで、業者側から見ての想定ではあるのですが、その点のコストの回収がかなり難しいのではないかと予想されます。

2点目でございますが、1月の冒頭の期間での作業が多いという点につきましては、次期契約が来年、平成31年1月ということで平成30年度は予定しております。構築や運用の契約などの準備もございますけれども、年度の初めから、いろいろ手続や準備をしていこうと考えております。

その中で、運用管理業務におきましては、少し余裕を持って、あらかじめ前もった契約を行い、1月からの本番に備えていくという予定でありますので、そこはある程度の期間をダブらせて準備をしていく。契約もあわせて、開始の1月前から契約を行うということで、そこは万全を期した契約期間の内容を考えております。

○石堂主査 私が結論づけるわけにもいかないんですが、3カ月というのはあまりにも短

過ぎるというほうが決定的と考えていいですね。

○金久保サイバーセキュリティ・情報化企画官 はい。今回の延長の分の前半の3カ月というのは、あまりにも短過ぎるという内容となっております。

あと、後半の運用支援の準備は、一応3カ月ほどを予定しておりまして、10月ぐらいからのダブリで3カ月間の現行業者との引き継ぎがある場合には、その引き継ぎをしようというスケジュールを考えております。もちろん、運用業務の調達については、平成30年4月から入るわけですが、契約を経まして、実施については平成30年10月ぐらいからを予定しております。

○石堂主査 3月までと、その後があつて、債務負担行為がないからできないというお話なんですけれども、民間の契約ですと、3カ月の契約を結んでいて、それが終わるまでの一定期間内にこの内容で異議なしということであれば、その先、そのまま継続し得るのではないかという条文を入れてしのご自動更新という形で結構やるんですが、こちらの契約では、そういうことは考えられないんですか。

○金久保サイバーセキュリティ・情報化企画官 まず、国の会計制度がございまして、大元となっているのは、憲法86条におきまして、内閣は毎会計年度の予算を作成しまして、国会に提出して、その審議を受け、議決を得なければならないということで、単年度予算が原則となっております。

その例外としまして、国庫債務負担行為という、財政法第15条にございますけれども、複数年の予算の確保について、例外として国会の議決を経て、次年度以降、原則として5年以内になります。効力が継続する債務を負担する行為が認められております。次年度以降の契約を行うためには、この国庫債務負担行為をとりまして、契約も複数年契約行うことになっております。

なお、2年目以降につきましても、予算の審議が必要となっておりますので、債務の負担の権限だけが複数年与えられているということになっております。

○石堂主査 その辺は、私も一応知っているつもりなんですけれども、先ほど申し上げたように、年度末までに結んだ内容で、その内容について、契約の最後の時点で異議がなければ、そのままで行こうではないかということは、債務がなくてもやれそうに思うので、そこはどうなんだろうという意味なんです。

○金久保サイバーセキュリティ・情報化企画官 そこは、翌年については、国会の議決をもって、次の予算の措置が必要となっております。

○石堂主査 多分だめなんだろうなとは思いますが、次年度の予算は予算で要求して確保しておけばいいので、その予算もあるから、3月末にこのままで行こうではないかということをご約束すれば、新たに契約を結ばなくても延長できませんかねということ。

○柏原課長補佐 済みません。少し補足させていただきますが、会計法上、単年の契約のものに関しましては、年度をまたいで新たに調達手続を行わなければならないということになっております。そういう例外の条件で契約を継続することが認められて……。

○石堂主査 要するに、自動更新の制度がないということですね。

○柏原課長補佐 はい。ございません。

一部、少しあるのですが、水道など……。

○石堂主査 定型的なものですね。

○柏原課長補佐 それ以外は、新たに契約手続を行わなければならないということでございます。

○石堂主査 はい。わかりました。

ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○井熊副主査 現状となつては、そのようなご説明のとおりかなと思うんです。やはりこの事業は、ずっと1者応札が続いていて、こういうときになって、また随意契約と行くと、外部から見たときに、少し言葉はあれですけども、なし崩し的に単独の業者とずっと契約しているように見えると私は思うんですね。

それで、ここの3カ月に関しては、3カ月のものを入札するかどうかというのはあれなんですけど、3カ月と9カ月を合わせれば、12カ月で1年間あるわけで、本来であれば、この1年間のものは過去にもあるわけですから、きちんとした入札を行うべきではなかったのかなと。それは、きちんとした手続をしていれば、できたことであつたのではないかなということなんですね。

それは、経緯を見れば、平成28年7月ぐらいに、大体その辺のことはわかっているわけですよね。そうすれば、3カ月と9カ月、合わせて12カ月というのは、それを予想して対応していれば、随意契約ではなくて、入札にすることができたのではないんですか。

○柏原課長補佐 7月の時点でおおよそ決まっていたのではないかという点ですけども、そこは7月の業務試行を経てということでしたので、正直申し上げまして、全面移転をも

とに検討しなさいということでした。最終的に、ほんとうにぎりぎりになるまで、移転の規模もそうですけれども、規模によっては、想定する場所もいろいろ変わろうかなと思います。ですので、その辺については、いかんともしがたく、想像できない状況ではごさいました。

○井熊副主査 だとしたら、この資料は不足していて、1つは、平成28年の夏ぐらいにその方向性が決まっているのであれば、この3カ月、9カ月というのが、私は予算的に対処できたのではないかなと思うんです。

決まっていなかったのだったら、そういうことが決まったのがもっと後だということが、どこかの資料で説明として書かれるべきであるし、平成28年の夏ぐらいにそういう方向性が決まっていて、かつ国庫債務負担行為の準備ができなかったのであれば、本来すべきところができなかったということがどこかに書かれるべきではないかなと思います。

今となつては、これは随意契約しかないのではないかなと思うんです。ただ、経緯として、そのどちらかではないかなと。平成28年の夏ぐらいにはわかっていなくて曖昧だったから、結局、国庫債務負担行為をとる時間がなかったか、あるいは平成28年夏にわかっていて、債務負担行為をとるべきだったんだけど、しなかったのか。このどちらかなのではないですか。どちらも読み取れない。

○柏原課長補佐 申し上げます。国庫債務負担行為が、見通しが立った状態で、予算要求がきっちりとできるところまで、移転に関しての検討が、方向性も含めて確定しているのであれば、もちろん国庫債務負担行為をとった上で、平成30年1月から1年間という予算要求をさせていただく予定ではごさいました。ですが、そこは不透明のまま、予算要求の期限を迎えてしまいましたので、まずは、一旦今年度の予算といたしまして、1月から3月。ここは、年度の間中は、間違いなく今のLANを使い続けるしかないだろうということで、その3カ月のみを確定したものとして要求させていただいたというところでごさいます。

○石堂主査 今のは、政府関係機関の地方移転にかかる今後の取り組みというのが、平成28年9月1日に決定したという資料があるんですけども、まさしくその9月1日というのが、債務要求をし損ねた日取りと考えていいんですか。

○柏原課長補佐 はい。そのとおりでございませう。

○石堂主査 そうすると、9月1日以前にそれがわかっていたら、平成30年度にかかってくる債務負担行為の要求もできたかもしれないけれども、それがはっきりしないから、

とりあえず平成29年度の予算要求だけはしたという理解ですかね。

○柏原課長補佐 はい。おっしゃるとおりでございます。

○井熊副主査 もっと遅いのではないですか。9月1日だったら、まだ次年度予算のいろいろな調整ができるのではないですかね。

○金久保サイバーセキュリティ・情報化企画官 予算要求の締切が8月末ということで、その間に各省とも同様ですけれども、中の調整などを行い、財務省への要求がぎりぎりの8月31日締切ということで提出しております。

○井熊副主査 ここはいろいろ、非公式と公式とあるけれども、実際には9月になってから、予算の話でいろいろ入ってくる案件がありますよね。

○柏原課長補佐 そういうものは、駆け込みで認められたというのは、あまり聞いたことがない状況です。恐らくできない。もし昨年であれば、昨年度中に緊急に必要なものに関しましては、補正予算の対処は可能かなとは思うのですけれども、8月の終わりまでで財務省に要求させていただく概算要求の数字をつくる段階では、消費者庁は内閣府の外局でございますので、それまでの過程において、内閣府及び外局、関係機関、全ての予算に関しましては、シーリング等々を含めて、全体額の調整が進められているわけでございます。消費者庁単独での数字の調整が、その時点の駆け込みで間に合ったかということ、かなり困難であったと考えております。

○小尾専門委員 よろしいですか。

○石堂主査 はい、どうぞ。

○小尾専門委員 そういう意味では、随意契約はしようがないかなとは思いますが、問題は随意契約をする際の価格で、従来の契約は、徳島県を含んでいない契約がそもそも行われていたわけですね。それで、徳島県のオフィスが入ってきたのは、今年の7月。

○柏原課長補佐 今年です。はい。

○小尾専門委員 その際に、もともとの契約だと12月までなので、契約変更をしないで、そのまま徳島県も含めた形で運用支援を求めているという形をとっているんですか。多分、今回の場合には、もう明らかに仕様書の中に徳島県が入っているので、費用の積算という意味では、今までのものをそのまま単価を出して、その金額で契約をするのか、それとも徳島県が入っていますから、いわゆる業者からすると、多少の負荷がかかるだろう。そうすると、それを踏まえた上で、契約金額を出して随意契約を行うのかということなので、もし後者であれば、その費用の適正価格なのかどうかというのは、どのように判断するのかとい

うのをお聞きしたいんです。

○金久保サイバーセキュリティ・情報化企画官 徳島県のオフィスを設置したということでもありますけれども、機器としては、端末を専用回線で引いたり、テレビ会議を引いたり、いろいろな工夫はさせていただいております。

ただ、消費者庁の本庁、東京にいる人間と、徳島県にいる人間と、場所は違うまでも、端末での業務内容、方法につきましては同一でありますので、徳島県にいながら、あたかも東京にいるような形で業務の遂行は実施できております。

それに関する運用支援ということで、ヘルプデスクなど、電話が直接徳島県からかかってくるというケースもございますし、電話で回答をしたり、リモートでサポートするということが機器で行うということもありますし、電話でのアドバイスなど、指示もあると思います。東京にいながらできるということからすると、あまり運用業務の余分な費用はかかっておりません。人間が徳島県に転勤になったという点から考えましても、運用業務の増分というのはあまりないかと考えております。

○小尾専門委員 そういう意味では、何かあったときに向こうに行くということは、業者には求めない。一切東京側で支援をしてもらえればいい。

○柏原課長補佐 はい。おっしゃるとおりでございます。現地のサポート分はかねてから想定しておらず、現時点も現地で何か作業をするということは行っておりません。

○小尾専門委員 もう一点。次期のシステムで、これは調達に入っていて、確実に再来年の1月からちゃんと稼動するということは、その部分は大丈夫なんですか。今回、随意契約でやったわけですが、さらにこれがまた延長するみたいなおそれはないのかどうかというのを確認したいんです。

○柏原課長補佐 はい。こちらは、財務省にもご説明をさせていただいております。現行の消費者庁LANを、今回1年間延長させていただいた関係で、これ以上、このままのシステム構成で延長した場合に、新しく投資が必要になってしまったり、保守やサポートが得られない機器が発生することがわかっております。

それから、端末に関しましては、例えば、OSがまだWindows 7ということもございまして、2020年にはサポート切れを起こしてしまうなど、そういう事象が控えて見えてしまう構成になっております。このタイミングでLAN更改をさせていただくということで、ご了承いただいた形で、今進めさせていただいております。

○小尾専門委員 これは、もう確定というか、頑張ると。平成31年1月からはちゃんと

移行しますということですね。

○柏原課長補佐 はい。

○小尾専門委員 わかりました。

○石堂主査 はい、どうぞ。

○若林専門委員 済みません。契約状況の推移を拝見しますと、これまでずっと1者応札が続いていて、それに対する入札不参加に対するヒアリングは、これまでされたことはおありでしょうか。

○金久保サイバーセキュリティ・情報化企画官 ございません。

○若林専門委員 今、他の委員からもご指摘がありましたように、ずっと1者応札で、今度は随意契約でという、やはり競争性というか、少なくとも外から見たときに、そういうところに疑問が出てくるような気がします。先ほどおっしゃったように、早めの時期にご準備されるということですので、今回、随意契約にするかという問題からは若干外れますけれども、ヒアリング等を早めにされて、その時期にはもう少し競争性が回復するといいなと思っております。

以上です。

○金久保サイバーセキュリティ・情報化企画官 わかりました。ありがとうございます。

○石堂主査 よろしいですか。

それでは、本事業にかかる現契約の状況及び今後の契約についての審議は、以上としたいと思います。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本日は、どうもありがとうございました。

(消費者庁退室・海上保安庁入室)

○石堂主査 それでは、続きまして、国土交通省の「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整」の実施要項(案)の審議を始めたいと思います。

実施要項(案)について、海上保安庁海洋情報部、矢島課長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○矢島課長補佐 海上保安庁海洋情報部技術・国際課の課長補佐矢島でございます。ご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

まず、海上保安庁の海洋情報部電子計算機システムに関しまして、システム概要としまして、我々は測量船を持っているわけですが、測量船や関係機関が調査、観測した測量、海の深さなどをはかっているわけです。そういったデータ、潮汐や潮流などの海洋のデータなどを迅速かつ的確に処理して使用するものでございます。

それ以外に、海上保安庁が実施しています、捜査、救難業務の際などに使用する要救助者がどの海域に行っているかといったことを予測するような漂流予測、あるいは船舶に向けた海図や潮汐データに関するデータを提供するための潮汐表、あるいは日本周辺の、特に黒潮といった日本の海流などのデータを示す海洋速報、あるいは港湾工事、あるいは射撃訓練などを行う場合は、船舶航行上の安全に重要な情報として、そういったものを提供するという形を必要としてしまして、そのための航行警報、あるいは水路通報といった形で、一般の皆さん、特に海事関係者に向けて提供することを目的とした、非常に多様目的な用途に使っているシステムのことでございます。

こちらは、基本的に海上保安庁は本庁と11の管区に分かれてございまして、その全ての管区と本庁にシステムがあるということになっております。本庁、各管区職員の海洋情報部全員が基本的に使用することになっております。

各サーバーや端末において、調査、観測データの処理、解析を行ったり、あるいは津波の振る舞いをシミュレーションするといったこともやっております。そもそも海図をつくるための海底地形図の基礎になる水深値や潮流潮汐データを処理するというところでございます。

これ以外にも、緊急時、例えばミサイルが発射されるとか、灯台が消えてしまってわからなくなるとか、射撃訓練などの情報を入手した場合に関しては、それを航行船舶に通知するというのを24時間体制で行っていますし、必要に応じて、漂流予測も行うということをしているものでございます。

以上が海洋情報部のシステムの概要でございます。具体的に、次に移りますと、取付調整等にかかわる内容としましては、まさにこのシステムの導入に必要な機器の搬入や設置及びソフトウェアのインストール及びその調整を行うといった作業のことでございます。

それから、移行作業としましては、現在あるシステムの資産のデータやプログラムを新しく導入する機器に移すということを行い、また調整を行うというものでございます。

続きまして、テストとしましては、仕様書で示させていただいている区分に応じて、動作確認を行う。また、必要な調整も行います。

そして、次の借入保守に関する内容としましては、仕様書の内容を基本に実施していただくということになっております。

具体的には現行請負者から当庁の引き継ぎと、請負機関を変更した場合の引き継ぎ、そして保守ということになっております。こういった形で進めさせていただいているもので、保守に関しましては、定期的な作業、障害の復旧等というものでございます。

続きまして、「確保されるべき対象業務の質」でございますけれども、これは前ページで示させていただいている業務内容につきまして、適切に実施するというようにさせていただいております。

引き続きまして、システムの稼働率でございます。この稼働率に関しましては、各月の稼働率を95%、年度ごとで言えば99.5%とさせていただいているものでございます。これは、サーバーの停止は最大で1カ月に1営業日程度までということございまして、1年においても、最長1営業日分ということを想定しております。それを計算させていただくと、95%というところから、各月が95%、年で99.5%と算出させていただいているものでございます。

続きまして、セキュリティ上の重大な障害でございますけれども、これは、当然我々としては漏洩などがあっては困りますので、漏洩件数につきましてはゼロ件ということにさせていただいております。

続きまして、「ウイルス定義ファイルの更新」ということに関しましては、他省庁や現在の社会情勢などを鑑みまして、1時間以内という形にさせていただいているものでございます。

続きまして、「契約形態及び支払」に関しましては、いただきましたフォーマットを当庁で契約手続がございますので、そちらに準じて若干変更させていただいております。そうした形で、変更させていただいた上で、設定させていただいているものでございます。

続きまして、「実施期間に関する事項」でございます。契約締結日から平成31年1月4日まで、借入期間につきましては、平成31年1月5日から平成35年3月31日までとさせていただきます。表1で大まかなスケジュールを示させていただいておりますが、調達手続が4月の半ばぐらいまでにさせていただいて、9月までが機器の調達及び据えつけ調整。7月末ごろから11月までが移行作業。そして、9月から12月ぐらいにテストをしつつ、教育、訓練が12月。1月から新システムの運用開始ということを計画させていただいているものでございます。

引き続きまして、「入札参加資格に関する事項」に関しましては、基本的に海上保安庁の契約手続に準じて若干変更させていただいて示しているものでございます。

それから、(11)から(14)に関しましては、請負に必要な資格ということで、我々がこれまで設定させていただいている資格を追記させていただいているものでございます。

続きまして、「入札に参加する者の募集に関する事項」に関しましては、先ほどお示しした本調達のスケジュールとも整合させるわけでございますけれども、入札公示が平成30年1月下旬をめぐりにしておりまして、以降、質問受付期間が3月上旬といった形で、順次スケジュールをさせていただいているものでございます。入札が3月中旬ごろ、そして、契約締結を4月中旬ごろということで設定させていただいているものでございます。

それぞれの入札資格に関しましては、入札書、仕様確認申込書、委任状、競争参加資格審査結果通知書の写し、確認書、または紙入札方式参加願、それから、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類、納税証明書などの基本的な情報という形と、指名停止等に関する申出書、誓約書等を用意していただくことを想定しているものでございます。

引き続きまして、「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項」でございます。こちらに関しましては、評価方法を総合評価落札方式（除算方式）で設定させていただいているものでございます。

これは、海上保安庁としては、本調達に関しましては、情報システムにかかる総合評価方式の標準ガイドにおいて規定されるシステムではないと認識しております。こちらをもとに、我々としては、コンピューター製品及びサービスの調達にかかる総合評価落札方式の標準ガイドを採用させていただいて、除算方式での総合評価方式を設定させていただいたものでございます。

それで、「決定方法」に関しましては、必須項目を全て満たしている者という形で決定させていただくとともに、性能評価点として、それぞれ加点する分について足してあげるということで決定させていただいております。基礎点としては、合格であれば70点という形で評価をさせていただいているものでございます。

落札者の具体的な決定方式を書かせていただいているのが(4)と(5)で、落札取り消しが(5)、(6)が決定しなかった場合の措置ということをそれぞれ設定させていただいているものでございます。

続きまして、「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」でございます。こちらに関しましては、そこに書かせていただいたとおり、経費、人員、施設及び設備、目的の達成の程度、従来の実施方法等について開示するというので、設定させていただいております。

資料の閲覧に関しましては、閲覧可能。仕様書等で、所定の手続を踏まえて閲覧可能とさせていただいているものでございます。

続きまして、「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務の請負業者に使用させることができる国有財産に関する事項」でございます。国有財産に関しましては、他省庁の状況も踏まえつつ、いただいたものをベースに設定させていただいております。基本的に電気設備や承認された施設、設備等についてはお使いいただくということにしております。

その他、使用制限についても設定させていただいております。いただいたフォーマットをもとにつくらせていただいているものでございます。

続きまして、9番でございますが、こちらに関しましては、報告すべき事項及び講ずるべき措置に関する事項ということを記載させていただいております。基本的に報告、調査、指示を、報告及び講ずるべき措置として設定させていただいております。

また、秘密に関する措置に関しましては、アからオまでのように設定させていただいております。これも基本的にいただいたものをベースにつくらせていただいているものでございます。基本的に、こちらに関しましては、海上保安庁の契約手続を準用させていただいております。

それが9番でございます。最後、10番に行かせていただきますと、「海洋情報部計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項」ということで、2つを設定させていただいております。賠償に関するものになります。

続きまして、11番に関しましては、「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項」ということで、設定させていただいているものでございます。本業務は、評価の時期としましては、平成34年5月を予定しております。本業務は毎年3月に状況を調査するということにさせていただいております。

「調査項目及び実施方法」につきましては、業務の内容は定例会で調査ということにさせていただいているものでございまして、業務内容のほか、稼働率、システム上の重大障害件数及びウイルス定義ファイルの更新といったものを調査項目とさせていただいております。

「意見聴取等」に関しましては、必要に応じて実施できるということにさせていただいております。平成34年3月を目途として、総務大臣及び監理委員会へ提出させていただくことを想定しているものでございます。

最後に、「その他業務の実施に関し必要な事項」でございます。こちらに関しましても、いただいたものをもとに、海上保安庁の契約手続に準じて記載させていただいているものでございます。

続きまして、「従来の実施状況に関する情報の開示」というところで、別紙をつけさせていただいているものでございます。経費、人員、実施に要した施設、設備、目標達成度、従来の実施方法等ということで想定しております。

続きまして、「業務フロー図」を、先ほどのものを模式図に書きますと、情報の把握に関しましては、そちらのようにさせていただいているものでございます。

最後に、「秘密保全に関する誓約書」として、提出いただくことを想定しているものが、最後の別紙3というもので設定させていただいているものでございます。

ここまでが概要の説明になります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○井熊副主査 どうもご説明ありがとうございました。

契約状況の推移のところ、入札参加に対するヒアリング状況及び結果のところ、ニューシステムは海上保安庁職員が自主作成したプログラムを含め、特殊な環境で稼働しており、正常稼働できないリスクがあると書いてあるんです。これは、まず、そのとおりなのかどうかということと、もしそのとおりでないのであれば、それがそうでないという説明といったものは、この実施要項のどこに反映されているんですか。

○矢島課長補佐 ちょっと済みません。まず、現有のシステムにつきましては、引き続き当庁職員が自主作成したプログラムというのは実際にございまして、そちらが動いており

まして、それで業務を遂行しているというのは事実でございます。

それにつきましては、特に今回、システムのセキュリティを上げるという形で変更させていただいていることもありますので、そのまま正常稼働が保証できないリスクがあるということに関しましては、可能性はあるものでございます。

○井熊副主査 では、こういう理由でもって入札に参加されなかったと事業者が言われていることは、仕方がないということなんですかね。

○矢島課長補佐 そうですね。我々としましては、もちろん入っていただければありがたかったのですが、入札できないという形で言われたところに関しましては、やむを得ないところがあると考えております。

○石堂主査 これは、「特殊な環境で」というのは、私もコンピューターは素人なんですけれども、こちらの資料の38/112の「プログラム、データの概要」というところに、たまたま「言語名」のところにFortranが出てきました。これは、私は国鉄出身なんですけれども、国鉄に入社したときに受けた研修のときに、よくわからないけれども、CobolとFortranなんていうのがあるんだと言われたような……。ともかく、すごく古いのではないかという気がするんですよ。

それで、このヒアリングの結果で出てきている現有システムという「特殊な環境で」というのは、まさしくこういう古いプログラムそのものを指しているんですかね。

○中川主任技術・国際官 そういった古いプログラムというのも、そうであると回答いたします。

○石堂主査 だけど、それは、はっきり言うと参加しようと思う業者から見れば、古過ぎるのではないかという認識を持たれているということ、逆にそちらもそう思っているということですか。

○中川主任技術・国際官 こちらは、うちの職員がつくったプログラムというところもありまして、現状、古いプログラム、もしくは新しくても、例えば漂流予測など、溺者がいた場合に、どこに流れていくというプログラムも作成しているのですが、そういったプログラムも、あるところから確率を上げるために方式を変えたりするときに、そのプログラムを大きく変えるときには、当然そういったことをしております。なかなかプログラムをつくるという専門セクションがないものですから、いわゆるルーチン業務をやりながら変えてはいるのですが、確かに変更していく速度が遅いというところは、そのとおりでございます。

○石堂主査 中長期的には、その部分を抜本的に変えていこうという方針とか、そういうものはお持ちなんですか。これは、自分たちでつくったものだから、自分たちが自発的に変えようという意図がなければ、どういう状況かわからないけれども、今のところは、使える限りはこれを使っていこうという方針なんですか。

○中川主任技術・国際官 もちろん変更していくという方針はございまして、どうしても、昨今、プログラム自体が古いというのも認識はしております。マンパワーでやれるところと、あとはお金を使ってやっていくというところで、予算的なものはございますけれども、並行してやっていきたいと考えております。

○石堂主査 だけど、実際には、業者も特殊な環境だという指摘もあるように、古いシステムであるがゆえに、結構あちこちでコストが増加しているという要素はないんですか。

○中川主任技術・国際官 そのプログラム自体で、F o r t r a n を使っているのがどのプログラムかというところまでは、今、私も把握してはいないのですけれども、業務上、差し支えがあるとか、いわゆる使うサーバー、もしくはパソコン等で制約があるというのは聞いておりませんので、特に変更するときには当然お金はかかりますけれども、動かす分には、コストはあまり変わっていないかという認識でおります。

○石堂主査 その理屈は1つあると思うんですけれども、それこそ電力効率の悪い冷蔵庫を使い続けているみたいなもので、取りかえると金が要る。取りかえなければ金は要らないんだというのは、意外と毎日かかっているコストは随分高いといったことと、よく考えてみなければならない部分だと思うんですね。

先ほどF o r t r a n と言いましたけれども、38/112ページでいくと、ステップ図で言ったら、F o r t r a n が42万ステップとなって、一番多いんですね。いわば、半分以上がF o r t r a n なんだという世界が、「よく使っていますね」みたいな感じなのではないかなという気がするんですよ。

そうすると、今の新しいプログラムになれている業者がもし入っていくとすれば、そのF o r t r a n の仕組み自体から勉強しないと、とても対応できないということであれば、それは誰も入ってこないと思うんですよ。それと、私はどうも素人だからわからないけれども、古いシステムであるがゆえに、先ほど電気代と言いましたけれども、何かあちこちのコストに余計なものがかかっているのではないのかという気もするんですが、小尾先生、そういうことはないのですかね。

○小尾専門委員 済みません。別にプログラムがF o r t r a n だから、Cだからという

こと自体に、特に課題があるかということは、私はあまり認識していなくて、Fortranとか、ここで言うプログラムというのは、基本的に職員さんがつくって、自分たちのために使っているプログラムという認識でよろしいんですよね。

○中川主任技術・国際官 はい。それは構いません。

○小尾専門委員 ということであれば、これはあくまでも海上保安庁の中で自分たちがどういう形で今後業務を進めていくかというか、研究も含めて進めていくかという考え方なので、この部分について、言語が何であるかということは、特に問題はないと思うんです。

一方で、自分たちがつくったプログラムだということだとすると、いわゆるバイナリーコードをそのまま移行して、新しい環境の上で動くかどうかということについて、請け負う業者側が保証できない可能性が非常に高いと思うんですね。

例えば、恐らくFortranやCのプログラム自体は、仮想環境のLinuxの上、あるいはRedHatの上で動くということを想定されていると思うんです。RedHatは、バージョンが変わるとライブラリが変わりますし、いわゆるコンパイルし直して全部やらなければいけない可能性が高い。そうすると、その部分について、どこまで業者が責任を負うのかということが、基盤をつくる業者側からするとすごくリスクに感じる部分であって、今、この仕様書上を見ると、例えば通し番号38のところに書かれている、「各プログラムがシステムで正常に動作し、正当な結果が得られるように移行すること」と書いてあるわけです。これを見てしまうと、結局、新しいRedHatのバージョンの上で、このプログラムが動くことを保証しろと言っているわけですよね。

さらに、通し番号87のところに、「プログラム、データ等で修正または変換が必要な場合は、各プログラムの担当職員と対応について協議し、必要に応じて受注者の責任において作業を行う」と書いてある。そうすると、これは明らかにプログラムの改編を請負業者がやれと見えるわけですね。これは、いわゆる海上保安庁の人たちがつくったプログラムを、請負業者が改編しなさいと読み取れるので、これについては責任とれないと普通は思うわけです。

例えば、今までの請負業者であれば、これをずっとやってきているかもしれないので、NECさんはもしかすると、そこの部分についてノウハウがあるかもしれないし、今までのプログラムの詳細もある程度把握をしているかもしれない。そうすると、現有資産について手を入れることについて、過去もやってきたかもしれないので、そのノウハウがあっ

てできるかもしれないんですが、新規事業者がプログラムを改編しろと言われても、そもそも何のプログラムなのかもわからない。どのライブラリを使っているかもわからない。そうすると、1から全てそのコードを解析して、何が悪いかを全部分析してやれということになりますから、費用としてはすごく費用がかかる可能性があるし、ほんとうにプログラムがわかる、先ほどのFortranの技術者がどこまで残っているかというのはありますが、Fortranがわかるとか、Cがちゃんとわかって、しかも、これは海上保安庁のためにつくっているプログラムですから、業務内容もわからないと、そもそも何が悪いのかということのもわからないかもしれない。

そうすると、請け負う業者からすると、海上保安庁の業務を全て知っていて、プログラムの内容も全てわかっていて、初めて手が挙げられるという状況のように見えてしまう。だから、そういう意味では、ここの部分は、すごく入札に対しての障壁になっている部分だと思われま

す。多分、一番いいのは、少なくとも今までつくっているプログラムについて、想定しているLinux環境があるんだと思うんですけども、その想定するLinux環境の上で動くことは、海上保安庁の責任において確認をしますということですよ。それは、別業者を調達するなり何なりする必要はあるかもしれませんが、今後、例えばこの次のときかな。この仕様の中に、次はあなたがやれみたいに書いておくのも必要かもしれませんが、今ここに書かれている各プログラムが動く基盤、Linuxの上で、海上保安庁が提供するプログラムが全て動くことは、まず確認しました。確認したので、あとは、Linuxの設定とか、仮想環境の設定をちゃんとしてくれれば動くはずというぐらいまでは、多分仕様書の中で言ってあげないと、または、それでも、まだ問題が起きたときは、海上保安庁の責任において、プログラムについて対応しますという記載をしておかないと、多分誰も安心して手を挙げられないのではないかと思います。

その部分は、少し考えていただかないと、このままだと、多分同じように、また1者応札のままかなと思います。

○中川主任技術・国際官 わかりました。当然、そちらのほうは検討していきます。

○若林専門委員 そちらを検討されるなら、大丈夫です。

○石堂主査 そうですか。

ほか、いかがですか。

今の部分は、結局、今の仕様書なりでは、業者のリスクになっているものを、国土交通

省のほうがリスクを負うと、かなり根本的なところで書きかえることになりますから、大きな変更になると思うんですね。

どうも議論を聞いていても、そこのところは新規に入ってくる業者、応札者を増やそうという考え方からいったら、やはり相当高い壁になっているということであれば、そこは直していただかないとならないのではないかとということで、先ほどのお答えだと考えてよろしいですか。

○中川主任技術・国際官 1つありまして、現状あるシステムと、来年度、要求しているシステムで、システムの内容が違うので、今現状のシステムで動くことが確認されても、次のシステムでシステム内容が変わってしまうので、海保でプログラムが動くかどうかという確認ができない状況でございます。

当然、プログラムについてはご指摘のとおりでございますので、今すぐというわけではないんですけども、うちが持っているプログラムを徐々に直していくところを、うちの職員、もしくは予算等で今後変えていきたいと考えております。

○石堂主査 恐らく、どんなシステム、プログラムにしても、それが正常に動くということについては、要するに海上保安庁が責任を持つんだということであって、システムが変わったときに、我々は責任を負いませんという話ではないと思うんですよ。

ですから、今、もしかしたら古いのではないかという話がありましたけれども、入ってこようと思う業者にしてみると、非常に珍しい形だとなれば、まさしくそれが発端になって、それは海上保安庁できちんと作動することまでは保証しなければならないでしょうという議論ですから、そのシステムがもし新しいものになっても、その条件は全く変えられないと考えていただくしかないかなと思うんですね。

○小尾専門委員 多分これは、調達自体は基盤ソフトと言われているベースになるところの調達と保守だと思うんですね。そうすると、いわゆる基盤ソフトと、その上で動くソフトウェアの切り分けがちゃんとできていないと、基盤側に参入しようという人たちからすると、相当リスクがあると認識してしまうので、その切り分け。だから、上位のアプリケーションの責任を基盤ソフト側にとらせてはいけないというのが基本的な考えだと思いますので、そこをちゃんと切り分けられるような調達仕様にしておいていただきたいと思います。

○中川主任技術・国際官 少し検討させていただきます。

○石堂主査 ほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 ございませぬ。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、国土交通省におかれまして引き続きご検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して各委員が確認した後に意見募集に入るとのことをお願いしたいと思ひます。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（海上保安庁退室・（独）医薬品医療機器総合機構入室）

○石堂主査 それでは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「共用LANシステム等に係る運用管理支援業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思ひます。

実施要項（案）について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構情報化統括推進室、檜山室長よりご説明をお願いしたいと思ひます。

なお、ご説明は15分程度でお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○檜山室長 よろしくお願ひします。

では、医薬品医療機器総合機構、通称PMDAと言っておりますが、説明させていただきます。今日はよろしくお願ひします。

では、まず、過去の入札状況等について、簡単にご説明します。お手元の資料の後ろのほうに参考資料として、共用LANシステム等に係る運用管理支援業務に係る契約状況等の推移というものがついているかと思ひます。それに基づいて、簡単に説明させていただきます。

これは、右から2つ目になりますが、前々回は平成26年から平成28年の3年契約として調達を行っております。その際は、1者入札という結果で終わりました。その後、平成29年度の調達に関しましては、1年契約に変更して調達をしております。その際は、3者が入札しまして、そのうちの株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターが落札しているという状況でございます。

価格も、予定価格を下回る内容でございまして、適切な調達ができているのかなと判断しております。

平成30年度に関しましても、昨年と同じように1年契約でやっていくことを予定しております。業務に影響を及ぼします職員数、ここには記載がないですけれども、平成28年4月が1,308名、平成29年4月が1,315名だったんですが、一応、平成30年度の採用計画が40名程度となっていて、退職者等を勘案しますと、それほど大きく人数が増えることはないと思っていますところでございます。調達内容も大きく変動はしないのかなと判断しております。

続きまして、今回調達する業務内容につきまして、簡単にご説明したいと思います。もう一つ、参考資料としてポンチ絵がついているもの、「(独)医薬品医療機器総合機構の共用LANシステム等に係る運用管理支援業務の概要」というものをおつけしていると思います。それについて、簡単にご説明したいと思います。

今回、調達する対象となります共用LANシステム等なんですが、これは、機構におきます情報共有を図るシステムと位置づけられます。したがって、文書保管や情報の掲示を行うイントラシステム等を持ってありますし、さらには、このポンチ絵の左のほうにあるんですが、インターネットの閲覧、これは、H o r i z o n A i rと書いてあります。ここが1つのポイントになっているんですが、このインターネットを閲覧するシステムですとか、メール、これも、左のところですけども、O f f i c e 3 6 5と書いてあります。こういうシステムを含んだシステム構成になっております。

今回調達する主な業務内容は、下の表にありますとおり、運用支援業務。ここにあるような監視や定例作業、もしくは障害発生の対応とヘルプデスク。いわゆるいろいろな問い合わせ対応等をやっていただく。さらには、新しい業者への業務引き継ぎをお願いするという内容になっております。こういう内容について、調達を予定しているというところでは、

では、実際の調達内容につきまして、昨年度もここで審査を受けておりますので、昨年度からの変更点を中心に簡単にご説明させていただければと思います。お手元に「民間競争入札実施要項(案)」があるかと思いますが、これに沿って説明をさせていただきます。

まず最初、変更点1枚目ですが、めくっていただいて、6/92ページの下のほうに1点変更点がございます。今回、変更点は職員数の記載だったものを、アカウント数に変更しております。業務の規模をあらわすときに、職員数よりはアカウントのほうが適切だと考えて、アカウント数の記載に変更しているというところがございます。

その隣の7ページ目の上のほう、A)というところでは、ここで、共用LANシステム

は平成31年1月にサーバーなどのリプレースを実施する予定にしております。このリプレース自体は、データセンター、ネットワーク、サーバー、ストレージといった機器を公開する内容ですが、データやプログラム等の中身は現行そのままコピーする計画になっております。したがって、入れ物は変わるんですけども、中身はほとんど変更ないということで、今回の調達内容には大きな影響は与えないと判断しております。

また、別途調達しますリプレース関連の調達仕様書には、この運用支援業務などへの影響内容の説明や業務支援を含める計画になっておりますので、今回の調達には、それほど大きな影響はないと今のところ判断しているところでございます。

続きまして、次の8ページの上のほうに、特権IDの管理を追記させていただいています。これは、政府機関等の情報セキュリティ対策の統一基準に従って、特権IDの管理を追記したという内容でございます。

それから、次は少し飛ぶんですが、26/92ページ、27ページあたりになります。ここでいろいろな職員数の変動や問い合わせ件数がどのくらいあるかという内容を記載しております。昨年度の状況を26ページに追加しているところでございます。

職員数に関しましては、先ほど申しましたとおり、平成30年度の採用は40名程度ということで、退職者を合わせると、1,315名から若干増える程度の話かなと思っております。

もう一つ、ここには記載がないんですけども、平成29年度9月までの問い合わせ状況を調べてきましたら、半年間で3,030件の問い合わせがあります。これは、平成28年度と比較すると、約1,000件減少している状況で、この辺はうまく説明すれば、価格等が予定を下回る状況になるかなと思ってるところです。

次に、28ページです。ここで、満足度の調査結果を付記しております。平成28年度の満足度は、84.2%というところでした。ちなみに、このアンケートの回収率は、全職員の中の70.8%の回収率であったということです。平成29年度に対する満足度調査は、11月から12月にかけてやるように計画しているところでございます。

次は、53ページです。53ページの上のほうに、これもリプレースを行うという旨を記載しているという内容です。

さらに、次のページになります。54ページの上のほう、ホ)のところですが、ここでITサービスの管理ツールを追記しております。現在、システムの運用プロセスの標準化を進めております。いわゆる他のシステム運用をやっているシステムとの共通化を進めて

いるところです。その一環として、ツールの導入をここに記載しているということです。

なおかつ、このページの下(3)常駐作業者の設置を記載しています。ここは、昨年とほとんど変えておりません。リモートの運用等が1つ挙げられているんですが、セキュリティなどに配慮して、ネットワークの変更や運用制御用端末の設置等、あわせて行う必要があると判断しています。したがって、ここは、平成31年1月に行うリプレースと同時に、その辺の環境を準備して、その後の年度から実施していきたいと考えて、記載を変更していないという内容になっております。

続きまして、58ページになります。ここに、情報セキュリティ管理要件ひな形に基づいた対応を行うような追記をしています。これも、先ほど出ましたとおり、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準をPMDA用に具体化した内容がこのひな形になっておりますので、これに準拠するような形でやるということを記載していただいているところです。

さらには、同じページの中ほど、(二)のところですが、「機構が実施する情報資産棚卸し及びリスク評価の支援」を記載しております。これは、厚生労働省から実施の指示が来ている内容でして、来年度、これを実施する必要があることから、記載しているということです。

次に、59ページです。ここも、大きな内容変更としては、下のほうになりますが、(11)セキュリティカレンダーというものを入れさせていただいています。これは、セキュリティに関する定期的な作業、IDの点検や資産の棚卸しなんですが、これらをやっていく上で、支援をお願いするという内容になっているところです。

次は、65ページになります。65ページに(7)、(8)といたしまして、今年度、もしくは前年度もあるんですが、追加された手順書を明記しております。これらに従って対応していただくということになるかと思っています。

それから、その次が74ページになります。74ページにおきまして、真ん中の辺、1.(3)でITILに準拠した手順書を準備中ですので、継続して対応することを追記しております。このITILというのは、システム運用におけるベストプラクティス、いわゆる成功事例を集めた基準でして、システム運用をやっている会社では、まず基本的に理解している内容と認識しておりますので、ここにこのような記載をさせていただいているということです。

それから、その隣の75ページですが、(ロ)として、MSSとの役割分担を記載してお

ります。このMSSと申すのは、いわゆるサイバーセキュリティに対応する通信の監視をしているサービスのことでございまして、これを平成28年9月から機構で導入しております。そこの連携も含めまして、役割分担を明確にして、対応するというところを追記しているところです。

それから、77ページに飛ばさせていただきます。77ページの6番の(1)、ハ)のところ、ソフトウェア等を記載していますが、今回、Windows 10を追記しております。これは、平成31年度にパソコンの公開をしています。その評価をするために、先行してWindows 10を導入しているところで、その追記をしているというところです。

それから、もう一つは、次のページです。78ページの下の方になっていくかと思えます。(2)のニ)です。CSIRTの訓練を入れているところがございます。今年度から、CSIRT、いわゆるサイバーセキュリティの異常が発生したときの訓練をやることになっていまして、次回もやるということで、落札業者に参加をお願いする内容を入れているところです。

それから、その次が82ページになります。82ページにおきまして、9.のところ、サイバーリプレースに関します動作確認等の作業が発生することを追記している内容でございます。

最後が88ページです。今回、納入物につきまして、プロジェクト実施計画書を追記しております。これは、以前ですと、いわゆる入札時の総合評価時に提案書として出していたものだものなのですが、それを契約後改めて納入していただくように追記したという内容でございます。

以上が、今回の調達におきます昨年度からの主な変更点となります。

私からの説明は以上になるんですが、よろしくご審議のほどお願いします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○井熊副主査 基本的に直近の入札は、ご承知のとおりいい結果で終わっているのではないかなと思います。

○檜山室長 ありがとうございます。

○井熊副主査 2点教えていただきたいんですけども、この契約状況の推移のところ、

競争性改善のための取り組み状況というのが、平成26年から平成28年の入札に対して行われたことと、平成29年度の入札に対して行われたことにあまり差がないんです。ここで、平成26年から平成28年と平成29年度の結果が、平成29年度のほうがよかったわけですが、変わった最大の原因は何かということをお教えしてほしい。

もう一つ、ヘルプデスクみたいなものと、常駐のヘルプデスクの部屋があるんですが、こういうものは、基本的には常駐を原則としている。常駐ではなくても、いい案が出た場合には、それでもいいという条件はないんですか。その2点。

○檜山室長 常駐をしなくていいという条件ですか。

○井熊副主査 はい。その2点を教えてください。

○檜山室長 平成28年度、平成29年度の調達において、うまく複数者が入札してくれたとか、そういうところはあるんですが、これに関しては、具体的に何をどうしたということは、特にはないんです。ただ、説明会に来た会社に対しまして、いろいろ個別に質問、QAにならないような不安みたいなものを言うてくる会社もあったため、それらには、適切に、個別にちゃんと対応したというところが入札、応札につながったのかなと、今のところ判断しているところです。

それから、常駐者に対する対応ですが、ここに関しましては、リモートの話が前回もあったんですが、一応、今のところ、リモートの運用に関しては、いろいろなセキュリティ面や制御端末、ネットワークの変更等も少し考えなければいけないということもあって、今のところ保留にしています。1年後、2年後には、実際にはやっていきたいと考えています。

ただ、さらにもう一つは、やはりパソコン、いわゆる端末のメンテナンス、いろいろな故障などの対応も含めておりますので、業務への影響を最小限にするために、常駐を条件にしているという内容でございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

私から、少し細かい話で申しわけないんですけども、今回1年にしたのは、現行システムが平成30年12月だと書いてありますが、第2期の平成29年度開始も1年契約にしたのは、何か理由があったんですか。

○檜山室長 これは、2年契約も考えたんですが、まだその時点ではリプレースと同期で、何をやるかがはっきりしていなかった。したがって、平成30年12月から1月の間で大きな変更がひょっとしたらあるかもしれないということで、一旦1年契約で区切らせてい

ただいて、改めて今回調達ということにさせていただきます。

○石堂主査 わかりました。

それから、評価のときに、予定価格の妥当性を検討しろという話があって、今回は3者入札だということで、これはなかなか書き方といいますか、表現が微妙なんですけれども、評価の指摘を受けて、予定価格の算定化等、何か大きく変えたんですか。

○檜山室長 算定の方式自体は変えていません。過去の入札価格等を参考にしながら、もしくは今回の調達仕様書に対する見積もりを再度取り直して、価格を算定したという内容でございます。

○石堂主査 今回は3者入ったので、これを基準にしてやっていこうという考え方のようなんですけれども、評価のときに予定価格についての妥当性を見直しをなささいという評価があったわけですが、それにはあまり対応しなかったという理解になってしまうんですか。

○阿部課長 済みません。予定価格の中で、前回の予定価格で設定した、いわゆる技術者等の人件費の費用を、前は1本であったんですけれども、今回はマネジャー的な立場の人と技術的な立場の人たちに分けて、なるべく細かく実態に沿った積算をしたというところもございまして、より適正な価格に近づいたものではないかと考えております。

○石堂主査 はい。わかりました。

ほか、いかがでしょうか。

○小尾専門委員 1点だけ。先ほど7ページのところで、今回、システムが途中で変わることもあり、一応、同等な構成でやりますよと言っているのですが、多分応札側はそれを信じてやってくると思うんです。

一方で、その下に、新たな機器を導入する場合においても、本業務の対象とすると書いてあって、少し不安に思うかもしれないので、どうしてもここに書かれるんだったら、何かとんでもないことが起きたら契約変更できることが読み取れるような記載をどこかに入れておいていただけると、少し安心してもらえるかなと思いますので、検討をお願いします。

○檜山室長 はい。検討の上、対処します。

○石堂主査 ほか、よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何か確認すべきことはございますか。

○事務局 特にありません。

○石堂主査 いいですか。

そうしますと、先ほど少しご指摘がありましたので、その点につきまして、機構におきまして、引き続きご検討いただきまして、本日の審議を踏まえて、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通じて各委員が確認した後に手続を進めるようお願いしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

○檜山室長 ありがとうございました。

（（独）医薬品医療機器総合機構退室・国土交通省入室）

○石堂主査 それでは、国土交通省の「東京国際空港場周警備設備等保守業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

実施要項（案）について、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課、梅野課長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○梅野課長 梅野でございます。よろしくお願い申し上げます。

では、座って説明させていただきます。

東京国際空港場周警備等保守業務請負の実施要項についてご説明させていただきます。この件は、5月にも一度ご説明させていただいておりますので、簡単に私からご説明させていただければと思います。

本件は、東京国際空港、羽田空港をいかに維持管理、運営していくかという観点で、秩序を維持するための業務でございます。大きく分けて3つに分かれておりまして、羽田空港は少し特殊なところで、陸上部分と海上部分に空港が分かれております。

まず、陸上部分に警備センサーがございますので、そういったものを管理するという業務。それから、もう一つは、ちょうど突き出したところが海上部分になっておりまして、そこは下側に船が入ったりできるようになっておりますので、そこに入らないように監視カメラやレーダーを設置しております。そういった設備を管理、保守するという業務。それから、もう一つは、少し違う業務ですけれども、消防救難業務ということで、空港で航空機が火災を起こした際には、いち早く駆けつけるということで、空港の中に消防が設置

されておりますけれども、そういったものを指揮命令するための防災通信指令設備がございますので、そういったものを管理する業務がございます。そういった観点で、非常に羽田空港にとって大事なものをここで請け負っていただいている形になっております。

まず、お手元の写真で陸上部の監視カメラの侵入監視センサーについてご説明させていただきますと、陸上部分ですので、場周には全てフェンスがございます。フェンスのところには、赤外線センサーをつけておりますので、そこを乗り越えようとしたときにセンサーが関知するということになっておりますし、同時に監視カメラも設置されておりますので、例えば、そこを乗り越えようとしたときには、監視カメラでも追尾するという形になっております。こうやって空港の全域にわたって侵入者を防止するという形でやっております。

それから、海上部の監視カメラですけれども、これはD滑走路という一番突き出したところの滑走路ですけれども、その橋梁部分は栈橋構造になっておりまして、ちょうど下側に船が入ったりできるようになっております。我々は海上制限区域と称しておりますけれども、そういったところに近寄らない、入らせないために、警戒線を設置しております。そういったレーダーといったものを保守点検する業務でございます。

最後は、繰り返しになりますけれども、航空機事故が発生した際にすぐに駆けつけられる消防設備業務。これは、いろいろなところに連絡をとったりする設備といったものも含めておりますので、そういったものがうまく保守点検できるようにということで、この業務をしております。こういった形で、空港にとって非常に大事な設備を日常点検、定期点検、緊急保守点検をやっていただいております。

中身につきましては、担当の小谷からご説明させていただきます。

○小谷専門官 航空局の空港技術課の小谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

では、私から中身についてご説明申し上げます。お手元にあります実施要項（案）によりましてお話をさせていただきます。概略的なものは、ある程度、今の梅野課長からお話がありました。中身につきましては、お手元にあります、特に朱書きになっておりますのは、前回から見直しを行ったり云々して、ご意見をいただいたことに関して修正させていただいたところになっております。

まず、目次のところでは、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取り組みということで、これは形式的な修正にはなりますけれども、これについてもこちらに反映させていただいております。

さらに、1 ページめくっていただきまして、ページ1の1. 1. 1の「対象設備の概要」につきまして、文言を一部朱書きで修正させていただいております。これにつきましては、文言がよりわかりやすくなるような形でご説明をするために、中段のほうで「監視カメラと侵入警戒センサーで構成される場周警備設備と、空港内での消火救難業務における、情報収集や連絡通報を行うための」という形で、よりわかりやすいような修正をさせていただいております。

また、1. 1. 2の「業務の対象と業務内容」につきましても、文言がわかりやすい形で朱書きしております。「当該設備を使用する業務」ということで、業務内容としましては、保守の範囲については、設備を構成する各装置が正常に作動するための機器の清掃や稼動状況の点検や障害発生時には、障害箇所を特定してユニットを交換するといった主な業務ということで、こちらに記載させていただいております。

次に、2 ページになりますけれども、こちらは主に実施していただく点検項目になります。2 ページの(8)(9)(10)で、ここは朱書きにはなっておりませんが、ご理解いただくために、日常どういことをやるんだというところを、重複しますけれどもお話しさせていただきます。

日常点検は、目視、聴音、触接等の簡易な方法によって毎日実施する点検を言う。それと、(9)としまして、定期点検とは、装置点検基準に規定している内容・周期を標準として行う点検。さらに、(10)としまして、緊急保守というものがあまして、この緊急保守は、保守対象装置の障害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に行う、切り分けてユニット交換といったものを実施していただくことを言うとして記載をしております。

それで、実施点検の保守に関しましては、別紙2を後方につけております。33ページから記載がありますとおり、保守機器の一覧になっております。こういった機器を設置して、これで運用しておりますということで、一定程度わかりやすいような機器で、一般の人も入ってきていただきやすい状況で記載させていただいております。

次に、朱書きのところでお話をさせていただきますと、6 ページをお開きいただいでよろしいでしょうか。6 ページの3. 5に記載しております。これは、その他の改善の修正事項として、朱書きにさせていただいております。入札の資格に労働基準派遣法に違反がないこと。それに加えて、社会保険料の未納がないといったところを朱書きで加えさせていただきます。

また、3. 10. 1の「全体要件」のところにおきましては、前回、平成29年5月の

ときに、各委員の方から情報の例題。どういったところがJV、合同体として参加が可能であるかという例を加えてはどうかというご意見をいただきましたので、こちらに、「例えば、監視カメラ等の通信・情報設備を専ら担当する者と電動ゲート等の機械設備を担当する者などでグループを構成するなど、専門性を生かした入札参加グループを構成することが想定される」ということで、こういった企業体で入札にご参加いただくことができるのではないかとこのところ、例を記載させていただきました。

次に、7ページになります。ここの7ページに関しましては、「入札の実施手続及びスケジュール」のところになります。このスケジュールに関しましては、申請書等の提出期間の確保というところから、入札公告時期の早期化で、期間を少し長くすることによって、そういったご検討をいただける期間が長くなることを目指しまして、少しだけですが期間を長くさせていただいております。

次に、8ページになります。8ページでは、「業務に対する提案事項」の中で、④のところで、これも「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組」ということで、各機関が各法令に基づく取得を取り組みされておられるのであれば、これをご記載いただくことになります。

次、1枚めくっていただきまして、9ページになります。これが、5. 1. 2の「加算点項目審査」というところで、(4)で朱書きにさせていただいておりますけれども、過去に屋外における監視カメラと侵入警戒センサーで構成される機械警備設備にかかる保守の実績があるという者に関しては加算点数になります。

それと、(7)のところになりますけれども、ワーク・ライフ・バランスを推進しておられる者にあつては、加算点数になりますという意味から、記載をさせていただいております。

それと、次は10ページになります。6. のところですが、これもその他の改善、修正事項としまして、秘密保持契約後の話になります。朱書きのところ、ただし、保守対象機器の完成図書や設備配置図など、その内容にセキュリティ上厳秘となる情報が含まれる場合は、事前に秘密保持をするという記載で、開示資料の名称の列挙をさせていただいております。

続きまして、前回も議論になりました引き継ぎとなりますが、当該業務を今やっておられる事業者は、12ページの8. 5. 9で、前回も少し話が出ておまして、引き継ぎに関して、現に実施しておられるところ。今後、新たに、例えばどこかの民間企業者が入札

でとられた場合には、その引き継ぎ内容にもっと時間をかけるべきであるということもおっしゃっておられました。ここに関しても、国でもしっかり確認しながら、次の事業者に引き継げる形をとっていただく方向で確認させていただいております。

次に、16ページに飛ばさせていただきます。これは、「評価表」になります。これも朱書きで記載をさせていただきます。先ほども少し出ました、監視カメラで今まで業務を実施された経験があれば、こういったところで点数が加点される。それと同じく、ワーク・ライフ・バランスの関係での記載事項で、朱書きにさせていただきます。

それで、18ページも同じく、これは先ほどのワーク・ライフ・バランスのえるぼし認定企業であるとか、くるみん認定企業であるというところで加算がされることになります。

続きまして、19ページになります。これも、前回ありましたその他の改善、修正事項とはなりますけれども、時間外の単価を記載してはどうかというご意見をいただきました。平成27年度から平成29年度まで実施しました精算単価で、通常時間は3,095円であった。深夜時間帯にあつては、3,714円と時間単価を割り出して、こちらで記載をさせていただきます。

次に、20ページの下のほうになります。これも、その他の改善事項ということでいただきまして、従来の定期保守業務実績の明示ということで、これで月例点検であるとか、3カ月点検、6カ月点検、1年点検でどれだけ実績がありましたかということで、目に見える形で平成27年度、平成28年度に関して、点検の回数を記載させていただきました。

それと、21ページになります。これは、従来の特別点検保守の発生件数ということで、こちら平成29年度7月末までの数値を、大体これだけの緊急保守であるとか、特別保守が発生しましたということ、目に見える形で記載させていただきました。

あと、いただきました業者様、今回は4者の応募というか、仕様書をとりに来られたところがありまして、結果的には1者応札でしたが、ほかの者に関して、なぜ入札に参加されなかったかというご意見もありました。それに関して、事業者様に連絡を差し上げて確認させていただいたところ、対象システムから履行困難であるというお言葉もいただいておりますし、必要である人数がなかなかそろわない状況であるということも業者様からいただいております。そこも参考として申し上げさせていただきます。

済みません。少し時間を超えてしまいましたけれども、ご説明とさせていただきます。
○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見

のある委員は、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

はい。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございました。

これは、空港ということと、航空関係のセンサー類の設備ということで、特殊な技術を持った方がたくさんいるのではないかとということで、皆さん出てこないんです。今の内容の修正点だけだと、そこの部分の説明が特段深まったという印象を受けないんですけども、例えば、現場説明会でもっと深く説明をすとか、そういう取り組みはされるんですか。

○小谷専門官 例えば、現場にお越しただければ、物を見ながらというわけにはいきませんが、遠目で物を指しながら確認していただくことは可能かなと思います。例えば、カメラやセンサーなど、その物自体をさわったり云々ということはできませんけれども、遠目でこういったところの作業をしますというご説明は可能かなと認識しています。

○井熊副主査 それから、説明会に来た人が、わざわざ現場まで行ってみるというのは、よほど興味がある人で、やはり説明会には複数の方が来ていらっしゃるの、その人に説明会の場で説明しないと、「現場まで来てください」と言うんだったら、「じゃ、やめておきます」と言う人のほうが多いのではないですかね。そこのところは、空港をいかに身近に感じてもらうかという取り組みを、これだけで表現できないのであれば、説明会などを通じてやらなければいけないのかなと思います。

あともう一つは、19ページで精算の単価が出ているんですけども、これは、1人当たりの時間単価としては普通に考えて非常に安いと思うんです。これは、何でこんなに安い単価でできるんですかね。

○小谷専門官 積算で割り戻した金額になりまして、単価的には、会計検査とか、我々のいろいろな積算基準に基づいて実施しておりますので。

○井熊副主査 これは、御省の決められた単価なんですか。

○小谷専門官 いや、そういうわけではありません。積算をしまして、金額を出し、入札をいただきますので。

○井熊副主査 すると、民間が出した単価ということですよ。事業者が出した単価ですよ。

○小谷専門官 契約した単価を割り戻した単価ということになります。

○井熊副主査 普通の民間企業だと、なかなかこれだと対応できないのではないかなと思

うんですけれども。

もしほんとうにそうだとすると、ここの財団の運営はどうなっているのかなど。普通、民間企業が一般的に負っているいろいろな間接費といったものは、果たして負っているんだろうかと思ってしまうんですけれども。

○梅野課長 財団とおっしゃいましたけれども、今は一般財団法人になっておりますので、恐らく民間と同じような考え方で整理されているのではないかなと思います。今のところ、具体的にそれを我々がチェックするようすべにはなっておりません。

○井熊副主査 もしこの人件費でやるとすると、ほかの民間企業はもっと人数を減らして、業務を効率化して応札しないと、価格的にも全く勝負にならないとなってしまうと思います。業務的に人をもっと減らすということは可能なんですか。

○小谷専門官 ある一定程度の、この中にも人数の記載がありますので、どうしても1日2名であるとか、実施責任者であるとか、その実施責任者というのは月一金になります。土日を含めまして、2名程度の対応で点検をしていただくことになりますので、どうしてもそれに応じた人数にならざるを得ないのかなというところは出てきます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○若林専門委員 済みません。結論的には同じになってしまうんですけれども、先ほどのアンケートのヒアリングのお話です。保守対象機器に特殊なものではなくて、これまでも別添1や2の表を示されていらしたにもかかわらず、ヒアリングで対象機器及びシステムから履行困難と判断という意見が出てくるということは、何か伝わっていない感じがするんですよね。実際に、この4者の能力が単に足りなかつただけという見方もできるんですけれども、すごく特殊に見えるような業務タイトルなので、あまり特殊なものはないんですということを相当強調されないと、やはり新規参入者にはハードルが高く見えてしまうのかなという印象を持ちました。既に何か工夫はいろいろされているんですけれども、もう一段、そういう周知をされるといいのかなという印象を持ちました。

以上です。

○小谷専門官 ありがとうございます。

○石堂主査 その辺はよろしく願いいたします。

○小谷専門官 はい。

○梅野課長 はい。

○石堂主査 この前の評価のときに、保守対象の機器の多様性、要するにいろいろな種類があり過ぎてということがありまして、それに対しましては、今回、共同参加という道を開いていただきました。それで、要項の中に例示をしていただいたんですけども、この例示が非常に的を射たものであるかどうかというのは、非常に大きなポイントになると思うんですね。

それと、もう一つは、この例示をしたときに、国土交通省として、「は特殊ではない」という前提で、幾つかの種類があるとなると、それぞれの種類ごとにどういう業者がいるかという情報を、国土交通省でもいろいろと集めていただく必要があるのではないかなど。それは、業者側がグループを組んでくればいいんだということではなくて、具体的にどのくらいの業者がいて、こういう区分けでもって示せば、かなり組み合わせはできるはずだということ。それを踏まえて書かれているのかもしれませんが、業種の区分けの的確性と、それぞれにどのくらいの業者数があるかということ、国土交通省でもある程度把握する努力をしていただくのがよろしいのではないかなと思います。

○小谷専門官 わかりました。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 ないですか。

そうしますと、今回は、特に残された論点はそれほどないかなという感じがいたします。したがって、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会の報告資料の作成については、私に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○石堂主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等につきまして、何か疑義が生じた場合には、事務局から確認をお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、各委員におかれまして、さらなる質問、確認したい事項が発生いたしましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日はありがとうございました。

(国土交通省退室・国土交通省入室)

○石堂主査 それでは、続きまして、国土交通省の「空港有害鳥類防除業務（松山、高知、北九州、大分、長崎空港）」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

実施要項（案）について、国土交通省航空局交通管制部運用課、遠藤課長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○遠藤課長 では、ご説明させていただきます。

空港有害鳥類防除業務は、空港とその周辺における航空機と鳥の衝突を防止し、航空機の運航の安全を確保するため、専従の要員を空港に常駐させて、年間を通じてパトロール、私たちはバードパトロールと呼んでおりますが、銃器等の防除機器を組み合わせた威嚇作業、または観察による鳥類の動静把握等を行っているものでございます。

昭和57年に羽田に導入したのを最初に、全国16の国管理空港と、右下のほうに少し書いてありますが、株式会社で空港運営をお願いしている場所が仙台、成田、中部、関空、伊丹の5空港で、この鳥防除業務が行われております。

左下のグラフを見ていただくとわかりますが、鳥防除業務を実施している空港の1万離着陸回数当たりのバードストライク件数が青いグラフです。鳥防除業務を実施していない空港のものは赤いグラフになりますが、見ても顕著にわかるような差が出ております。鳥の衝突を防止するという観点においては全部の空港でやっていただくのが良いのですが、なかなか地方管理空港では入っていないという状況になっております。

業務の概要としては、以上でございます。

○田村係長 では、私から実施要項のポイントをかいつまんでご説明させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

松山空港における実施要項、開いていただきまして、2ページ目からご説明させていただきます。2ページ目は、防除機器及び材料の種類が記載されております。

松山のほか、北九州、高知、大分、長崎、ともにこちらに記載されている材料があります。

爆音器につきましては、騒音の関係から、高知には入っておりません。実砲とは、実弾でございます。空砲は音で鳥を脅かすものでございます。その他、煙火は、花火のようなものでございます。

ディストレスコールは、車の上にスピーカーをつけまして、鳥が嫌がる音を流す装置でございます。

以上が装置になります。

めくっていただきまして、3ページ目になります。1. 1. 4の「防除業務実施体制」になります。下のほうに標準例がございますが、通常期と鳥衝突多発期間というものをつけております。鳥の活動が活発になる6月から10月は、時間を19時までとしております。こちらにつきましては、毎年見直しを行っております、過去のバードストライクの状態、鳥の飛来状況を鑑みまして、体制を決めております。

続きまして、6ページに移らせていただきたいと思います。1. 2. 1「防除業務の質」というところになります。こちらも昨年と同様でございますが、信頼性の確保ということで、航空機と鳥類の衝突を防止することということで、水準としまして、年間8件を超えないことを目標とさせていただいております。こちらも数字の根拠は、過去5年間の1万回当たりの衝突回数の平均値になります。

続きまして、作業の安全性にかかる品質の確保につきましては、戻っていただきまして5ページ目の上のほうに（ア）から（エ）まで書いておりますが、一番上が（ア）で航空機の出発に遅れ、運航に影響を与えるようなものを起こさないこと、（イ）は人の死傷、物件の損壊、火災です。（ウ）は、鉄砲の紛失、（エ）は、火薬類の紛失といったものの法令遵守になります。そういったものをゼロ件にするというところでございます。

続きまして、8ページに移らせていただきます。3. の「入札参加資格に関する事項」でございます。こちらは、3. 8に「防除業務の実施体制として、以下に示す体制を満たすこと」ということで、大きく3つあります。

「作業員の体制」、めくっていただきまして、②が「作業員の心身の健康管理」、「研修・訓練の体制」というところでございます。

あと、3. 9のところ、定期便の就航する空港の制限区域内において、役務の提供の実績を求めています。

続きまして、11ページに移らせていただきたいと思います。11ページの5. でございます。こちらにつきましては、「対象公共サービスを実施する者を決定するための評価基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」が記載されております。

その評価方法につきましては、次ページの12ページ、5. 2. 1に決定方法が記載されております。国土交通省におきましては、公共工事における総合評価方式のガイドライ

ンに基づき、除算方式で実施しております。

続きまして、飛びまして26ページでございます。「従来の実施状況に関する情報の開示」ということで、昨年との変更点でございますが、一番下の注意事項に、1日の実員数、勤務者数を公表しております。

また、定期パトロール以外に、臨時出動数ということで、航空機や管制官から定期巡回以外に臨時に要請があった場合に出動した件数を記載しております。平成28年度では181回要請があり、出動しております。

簡単ではございますが、実施要項につきましては、以上になります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○井熊副主査 これはずっと保安協会が1者でやっているわけなんです、セミナーを見ますと、4者なり5者なりが参加しているんです。こういった方々への参加しない理由のヒアリングはされていますか。

○田村係長 具体的にアンケート等の実施はしておりません。しかしながら、過去においては、興味があり、事前にいろいろ質問された方がいました。結局、入札はありませんでした。準備が間に合わなかったと聞いております。

○井熊副主査 ただ、1者入札がずっと続いているわけですから、やはり積極的に参加していない人の理由は把握していかないと、対応のしようがないのではないかなと思います。

あともう一つお聞きしたいんですけれども、民間がやられている空港というのは、どういう形で事業者を選定しているという情報はありますか。

○田村係長 具体的にどういう入札方式でやっているかは存じ上げておりません。

○遠藤課長 委託しないで、自前でやってしまうという検討をしている民間運営会社がありました。

○田村係長 失礼しました。自営にて実施している空港もあります。その他、猟友会に委託している空港もあります。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○若林専門委員 済みません。今の点に関連して、非常に初歩的な質問で恐縮なんですけれども、大変大事なお仕事で、すごく専門的に見えるというか、聞こえるんです。これは、

通常の企業でも、こういう業務は実際可能なんですか。つまり、今のお話を伺っていると、こういう協会であるとか、自前でやっている例しかほとんどないようにお伺いしたんですけども、他の民間企業でもそれは可能であって、例えば、どういう企業だったらこういう業務ができるのかなという、大変初歩的な質問で恐縮なんですけれども、お教えいただければと思います。

○遠藤課長 どこの方でも、実際は入ることは可能だと思います。ただ、やはり空港のオペレーションをよくわかっていないと、自分たちが航空機の運航を阻害したら元も子もないというのがあります。

もう一つは、やはり銃器ですね。どうしても実弾及び空砲を撃つ関係で、銃器を扱うのが必須になってしまいますので、そこをどうするかで、例えば、これを専門にやろうという企業を興せば、十分可能だと思います。銃器を扱える警察のリタイアの人なのか、猟友会関係なのか、または、新たに銃の免許を取得させたとしても費用はそれほどかからないと考えます。

ただ、ほんとうに銃器を扱って、この業をやっていくというなりわいがあまりにも狭いところにあるから、あまり頑張って入ってくる人がいないような気はします。

○若林専門委員 銃を扱うという点はさておき、飛行機のオペレーションを阻害したらという、最初におっしゃった点ですけども、それが心理的な障害になっているということはないんですか。

○遠藤課長 心理的にというものはないと思います。

○若林専門委員 もしそうなのであれば、その説明をする必要があるのかなと思ったんですけども、では、新規参入するに当たっては、やはり銃が一番の問題ですか。

○遠藤課長 私はそう思うけれども。

○田村係長 業務を実施する前に、研修は行います。研修を受ければ、負担はなく、業務につけると思います。

○若林専門委員 その説明を事前にされているということですね。

○田村係長 そうですね。

○若林専門委員 わかりました。

○石堂主査 昨年ですか、鳥類のものをやったときに、鉄砲を使わない方法を私は言って、そのときには、鳥も賢くて、音だけだとそのうちだまされなくなるんだというご説明もあったんです。

実施要項の中で十分な防除効果を発揮されるような防除機器云々というものがあり、いわば事業者の側から、鉄砲以外に鉄砲に代わり得るものとしてこういうものがあるのではないかという提案が出てくれば、それも聞くというスタンスかなと思うんですよね。これは、事業者の側にそういう情報があればというのはわかるんですけども、いわば国土交通省として、世の中にそういうものが新たに出てきていないかという情報の収集まではやられていないんですか。

○遠藤課長 国のレギュレーターサイド、空港を監督するほうでは、いろいろな調査を実施していたと思います。外国のドローンを使っている例とか、日本でも1回試みて頓挫しましたが、ハヤブサなど猛禽類を使う例とか、どこかに犬を使ってやる例とか、いろいろあるのは勉強していたと思います。

○石堂主査 やはり先ほどのお話にもあったように、鉄砲を使うところが、一種の参入障壁になっていると思うので、そこをクリアできると大分変わってくるのではないかなと思います。最近、過疎地でイノシシや鹿が増え過ぎているというのも、鉄砲を撃つ人自身がどんどん減っているという状況があって、今の方法でやっている、なかなか新規の事業者の参入をたくさん望むというのは難しいのではないかなと思うんですよね。

ですから、黙っていると、保安協会しか受け手がなくなるということになりかねないと思うので、もし応札者を増やそうという努力を中長期的にやるのであれば、やはり鉄砲を使わない方法が見つかりましたと言うと、随分違うのではないかなと。その検討はやっていただければありがたいなと思うんです。

○遠藤課長 航空局のレギュレータ部門といろいろ相談してまいりたいと思います。

○石堂主査 はい。

○遠藤課長 外国で、やはりドローンが有望ではないかというので、いろいろやっているようですが、まだ結果は出ていないようでございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとし、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石堂主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきます。

また、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項が発生いたしましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いしたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

○遠藤課長 ありがとうございました。

(国土交通省退室)

— 了 —